

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	カクコホクジン ショボロクタイガク 学校法人 札幌国際大学								
フリガナ大学の名称	ショボロクタイガクタンキダガク 札幌国際大学短期大学部								
大学本部の位置	北海道札幌市清田区清田四条一丁目4番1号								
大学の目的	札幌国際大学短期大学部は、建学の精神に則り、実地的な専門教育と職業教育を施すとともに、教養に関する広い知識を授け、人格を磨き、生活及び社会に貢献して文化の向上に寄与する良き社会人を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	令和6年度から総合生活キャリア学科の入学定員を50人から40人に、幼児教育保育学科の入学定員を140人から80人に変更し、入学定員充足率の適正化を図る。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	総合生活キャリア学科	2年	40 (50)	—	80 (100)	短期大学士 (総合生活)	令和6年4月 第1年次	北海道札幌市清田区清田四条一丁目4番1号	
	幼児教育保育学科	2	80 (140)	—	160 (280)	短期大学士 (幼児教育)	令和6年4月 第1年次	同上	
	計	—	—	—	—				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	令和6年4月札幌国際大学入学定員の変更 人文学部心理学科臨床心理専攻(定員増) (30) 観光学部観光ビジネス学科(定員減) (△30) 令和5年8月 収容定員の変更に係る学則変更届出								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等						兼任教員等
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設	総合生活キャリア学科	3人 (3)	2人 (2)	1人 (1)	0人 (0)	6人 (6)	0人 (0)	18人 (18)
		幼児教育保育学科	3 (3)	5 (5)	0 (0)	2 (2)	10 (10)	0 (0)	26 (26)
		計	6 (6)	7 (7)	1 (1)	2 (2)	16 (16)	0 (0)	— (—)
	既設		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
計		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
合計		6 (6)	7 (7)	1 (1)	2 (2)	16 (16)	0 (0)	— (—)	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		8人 (8)		22人 (22)		30人 (30)		
	技術職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	図書館専門職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	その他の職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
計		8 (8)		22 (22)		30 (30)			

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	札幌国際大学と共用					
	校 舎 敷 地	0㎡	53,118.28㎡	0㎡	53,118.28㎡						
	運 動 場 用 地	0㎡	31,881㎡	0㎡	31,881㎡						
	小 計	0㎡	84,999.28㎡	0㎡	84,999.28㎡						
	そ の 他	0㎡	39,817㎡	0㎡	39,817㎡						
合 計	0㎡	124,816.28㎡	0㎡	124,816.28㎡							
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	札幌国際大学と共用					
		801㎡ (801㎡)	44,770㎡ (44,770㎡)	5,864㎡ (5,864㎡)	51,435㎡ (51,435㎡)						
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設 室 (補助職員 人)	語学学習施設 室 (補助職員 人)						
	室	室	室	室	室						
専任教員研究室		新設学部等の名称			室 数						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 冊	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点				
		()	()	()	()	()	()				
		()	()	()	()	()	()				
	計	()	()	()	()	()	()				
図書館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数							
		㎡									
体育館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要								
		㎡									
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書費には電子図書・ 電子ジャーナル・デー タベースの整備費（運 用コスト含む）を含 む。		
		教員1人当り研究費等		170千円	170千円	—	—	—		—	
		共同研究費等		500千円	500千円	—	—	—		—	
		図 書 購 入 費	600千円	600千円	600千円	—	—	—		—	
	設 備 購 入 費	0千円	0千円	0千円	—	—	—	—			
	学生1 人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
		総合生活キャリア 学科	960千円	960千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
		幼児教育保育 学科	1,020千円	1,020千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円			
	学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学経常費補助金、資産運用収入、雑収入等							
	大 学 の 名 称	札幌国際大学短期大学部									
学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地			
短期大学部	年	人	年次 人	人		倍					
総合生活キャリア学科	2	50	—	100	短期大学士（総合生活）	0.86	昭和44年度	北海道札幌市清田 区清田四条一丁目 4番1号			
幼児教育保育学科	2	140	—	280	短期大学士（幼児教育）	0.46	昭和44年度				
大 学 の 名 称	札幌国際大学										
学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地			
人文学部	年	人	年次 人	人		倍					
現代文化学科	4	—	—	—	学士（人文学）	—	平成15年度	北海道札幌市清田 区清田四条一丁目 4番1号	※令和4年度より学生 募集停止		
国際教養学科	4	60	—	120	学士（人文学）	1.18	令和4年度		※令和4年度開設		
心理学部	4	50	—	200	学士（人文学）	1.12	平成15年度				
臨床心理専攻	4	50	—	200	学士（教育学）	1.43	平成20年度				
子ども心理専攻	4	50	—	200		0.80					
観光学部	4	140	—	460	学士（観光学）	0.66	平成21年度		※令和4年度入学定員増 (50人)		
観光ビジネス学科	4	—	—	—	学士（観光学）	—	平成21年度		※令和4年度より学生募 集停止		
国際観光学科	4	—	—	—							

スポーツ人間学部 スポーツ保健学科 スポーツ指導学科 観光学研究科 観光学専攻 心理学研究科 臨床心理専攻 スポーツ健康指導研究科 スポーツ健康指導専攻	4	60	—	240	学士 (スポーツ保健)	0.98	
	4	80	—	320	学士 (スポーツ指導学)	0.81	平成21年度
						1.10	平成21年度
	2	10	—	20	修士 (観光学)	0.80	平成13年度
	2	10	—	20	修士 (臨床心理)	0.20	平成17年度
2	5	—	10	修士 (スポーツ健康指導)	1.50	平成28年度	
附属施設の概要	<p>名称 : アリーナ 目的 : 体育授業、課外活動等での使用 所在地 : 札幌市清田区清田四条一丁目4番1号 設置年月 : 平成5年2月 規模等 : 1,312㎡</p>						
	<p>名称 : 第一体育館 目的 : 体育授業、課外活動等での使用 所在地 : 札幌市清田区清田四条一丁目4番1号 設置年月 : 平成18年12月 規模等 : 3,956㎡</p>						
	<p>名称 : 第二体育館 目的 : 体育授業、課外活動等での使用 所在地 : 札幌市清田区清田四条一丁目4番1号 設置年月 : 平成23年6月 規模等 : 1,806㎡</p>						
	<p>名称 : 心理相談研究所 目的 : 北海道の教育及び精神保健に関する相談・研究業務 所在地 : 札幌市清田区清田四条一丁目4番1号 設置年月 : 平成13年4月 規模等 : 1,806㎡</p>						

学校法人 札幌国際大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和5年度

入学 編入学 収容
定員 定員 定員

札幌国際大学短期大学部			
総合生活キャリア学科	50	-	100
幼児教育保育学科	140	-	280
計	190	-	380
札幌国際大学			
人文学部			
国際教養学科	60	-	240
心理学科			
臨床心理専攻	50	-	200
子ども心理専攻	50	-	200
観光学部			
観光ビジネス学科	140	-	560
スポーツ人間学部			
スポーツビジネス学科	60	-	240
スポーツ指導学科	80	-	320
計	440	-	1,760
札幌国際大学大学院			
観光学研究科			
観光学専攻(M)	10	-	20
心理学研究科			
臨床心理専攻(M)	10	-	20
スポーツ健康指導研究科			
スポーツ健康指導専攻(M)	5	-	10
計	25	-	50

令和6年度

入学 編入学 収容 変更の事由
定員 定員 定員

札幌国際大学短期大学部				
総合生活キャリア学科	40	-	80	定員変更(△10)
幼児教育保育学科	80	-	160	定員変更(△60)
計	120	-	240	
札幌国際大学				
人文学部				
国際教養学科	60	-	240	
心理学科				
臨床心理専攻	80	-	320	定員変更(30)
子ども心理専攻	50	-	200	
観光学部				
観光ビジネス学科	110	-	440	定員変更(△30)
スポーツ人間学部				
スポーツビジネス学科	60	-	240	
スポーツ指導学科	80	-	320	
計	440	-	1,760	
札幌国際大学大学院				
観光学研究科				
観光学専攻(M)	10	-	20	
心理学研究科				
臨床心理専攻(M)	10	-	20	
スポーツ健康指導研究科				
スポーツ健康指導専攻(M)	5	-	10	
計	25	-	50	

学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

令和 6（2024）年 4 月 1 日より入学定員充足率の適正化を図るため、総合生活キャリア学科の入学定員を 50 人から 40 人に、幼児教育保育学科の入学定員を 140 人から 80 人として、収容定員を総合生活キャリア学科 100 人から 80 人、幼児教育保育学科 280 人から 160 人に変更する。これにより札幌国際大学短期大学部の入学定員は、190 人から 120 人に、収容定員は 380 人から 240 人に変更となる。

◆定員の変更内容

（単位：人）

	変更前（令和 5 年 4 月）		変更後（令和 6 年 4 月）	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生活キャリア学科	50	100	40	80
幼児教育保育学科	140	280	80	160
札幌国際大学短期大学部 計	190	380	120	240

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

総合生活キャリア学科は、令和 2（2020）年度までは志願者数及び入学定員充足率ともに現行の入学定員に対し適正な状況を保っていた。令和 3（2021）年度以降は志願者数の減少傾向がみられ、入学定員充足率も恒常的に 100%を割るまでに低下したことから、令和 6（2024）年度より入学定員を現行の 50 人から 10 人減員した 40 人とし、入学定員充足率の更なる適正化を図ることとした。

また、幼児教育保育学科は、平成 27（2015）年度以降志願者数の減少が続き、平成 26（2014）年度 114.3%あった入学定員充足率も令和 4（2022）年度には 42.1%にまで低下したことから、令和 6（2024）年度より入学定員を現行の 140 人から 60 人減員した 80 人とし、入学定員充足率の適正化を図ることとする。今後適正な定員管理に努めたい。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

今回の学則変更（収容定員変更）に伴う直接的な教育課程、教育方法及び履修指導方法等の変更は発生しない。

教員組織（教員数）については、幼児教育保育学科の教員数を減員するが、総合生活キャリア学科の教員数については変更しない。

また、大学全体の施設・設備等についても現状の環境を維持する。

なお、学科予算については、学科定員によらず実際の在籍学生数に応じて予算を配当していることから、今回の収容定員の変更による影響はない。

以上により、現在の教育内容を維持していくことが可能であり、収容定員変更後も同等以上の内容を担保するものである。

以上

札幌国際大学短期大学部学則（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 札幌国際大学短期大学部（以下「本学」という。）は、建学の精神に則り、実際的な専門教育と職業教育を施すとともに、教養に関する広い知識を授け、人格を磨き、生活及び社会に貢献して文化の向上に寄与する良き社会人を育成することを目的とする。

（点検及び評価）

第2条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（次項において「認証評価」という。）を受けけるものとする。

3 本学は、第1項の点検及び評価の結果並びに前項の認証評価の結果を踏まえ、教育研究活動等について不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図ることに努めるものとする。

第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

（学科及び学生定員）

第3条 本学に次の学科を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。

総合生活キャリア学科	入学定員	40人	収容定員	80人
幼児教育保育学科	入学定員	80人	収容定員	160人

2 前項の学科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 総合生活キャリア学科は、自立した職業人を養成するため、現代生活を主体的に創造する知識と技術を身に付けるとともに、自ら課題を見つけ解決する、多様な場で活躍できる実務能力を持った人材を育成する。
- (2) 幼児教育保育学科は、現代の保育に必要な理論や技術を身に付け、共感的な感性と知性に支えられた、人間性豊かな保育者を養成する。

第4条～第64条（略）

附則

この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 元年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 3 条に規定する学生定員は、平成 12 年度までの間は、次のとおりとする。

学科	年度	平成 3 年度		平成 4～平成 11 年度		平成 12 年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科		200人	350人	200人	400人	150人	350人
教養学科		300人	500人	300人	600人	200人	500人
秘書学科		150人	250人	150人	300人	100人	250人

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 3 年 4 月 1 日付け附則のうち、次の学科、期間について次のとおり改める。平成 5 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

年度 学科	平成 5 年度		平成 6～平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科	150人	350人	150人	300人	100人	250人
教養学科	200人	500人	200人	400人	100人	300人
秘書学科	150人	300人	150人	300人	100人	250人

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

但し、平成11年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

平成11年4月1日から秘書学科を募集停止する。

学則第3条の規定にかかわらず、平成11年4月1日以降の入学定員・総定員は下表のとおりとする。

年度 学科	平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生活科学科	100人	250人	50人	150人
幼児教育学科	100人	200人	100人	200人
教養学科	150人	350人	50人	200人
秘書学科	0人	150人	—	—
英語学科	100人	200人	100人	200人

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

但し、平成12年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

学則第3条に規定する入学定員・収容定員は平成17年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成 11 年度		平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

総合生活学科	100人	250人	90人	190人	85人	175人	80人	165人
幼児教育学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
教養学科	150人	350人	145人	295人	135人	280人	125人	260人
秘書学科	(募集 停止)							
英語学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人

年度 学科	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生活学科	75人	155人	75人	150人	75人	150人
幼児教育学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人
教養学科	115人	240人	100人	215人	100人	200人
秘書学科	(募集 停止)					
英語学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

但し、平成13年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

学則第3条に規定する入学定員・収容定員は平成17年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生活学科	85人	175人	80人	165人	75人	155人	75人	150人
幼児教育学科	100人	200人	100人	200人	100人	200人	100人	200人
教養学科	135人	280人	125人	260人	115人	240人	100人	215人
英語学科	50人	150人	50人	100人	50人	100人	50人	100人

年度 学科	平成17年度	
	入学定員	収容定員
総合生活学科	75人	150人
幼児教育学科	100人	200人
教養学科	100人	200人
英語学科	50人	100人

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

但し、平成14年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

但し、平成15年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

但し、平成16年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

但し、平成17年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

この学則は、平成18年2月1日から施行する。

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

但し、平成18年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定を適用する。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

但し、平成19年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、第45条、第53条第1項の規定を除き、従前の規定を適用する。

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

但し、平成20年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第1から別表第3、別表第5及び別表第6について従前の規定を適用する。

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

但し、平成21年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

但し、平成22年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第2及び別表第5について従前の規定を適用する。

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

但し、平成23年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第1、別表第2及び別表第5について従前の規定を適用する。

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

但し、平成24年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

但し、平成25年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、第4条、第15条第2項及び第30条を除き従前の規定を適用する。

英語コミュニケーション学科は、平成25年4月1日から学生募集を停止する。

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

この学則は、平成27年3月30日から施行する。

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

但し、平成28年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第1及び別表第2について従前の規定を適用する。

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

但し、平成31年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第2について従前の規定を適用する。

この学則は、令和元年9月1日から施行する。

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

但し、令和2年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第2について従前の規定を適用する。

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

この学則は、令和4年10月1日から施行する。

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

但し、令和5年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、別表第1及び別表第2について従前の規定を適用する。

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

但し、令和6年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

別表第1～第3（略）

札幌国際大学短期大学部学則の変更事項を記載した書類

【変更点及び変更事由】

1. 第3条第1項中、総合生活キャリア学科入学定員を「50人」から「40人」に、総合生活キャリア学科収容定員を「100人」から「80人」に、幼児教育保育学科入学定員を「140人」から「80人」に、幼児教育保育学科収容定員を「280人」から「160人」に改める。

(変更事由)

ここ数年の受験者の動向及び受験者ニーズの分析に基づき、総合生活キャリア学科及び幼児教育保育学科の入学定員・収容定員を変更し、適正化を図る。

2. 附則として、次の附則を加える。

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

但し、令和6年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。

(変更事由)

改正の施行日及び適用範囲を明確にする。

【変更の時期】

令和6年4月1日

以上

札幌国際大学短期大学部学則
[新旧対照表]

改正後	改正前
<p>(学科及び学生定員)</p> <p>第3条 本学に次の学科を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。</p> <p>総合生活キャリア学科 入学定員<u>40人</u> 収容定員<u>80人</u></p> <p>幼児教育保育学科 入学定員<u>80人</u> 収容定員<u>160人</u></p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この学則は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>但し、令和6年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者には、従前の規定を適用する。</u></p>	<p>(学科及び学生定員)</p> <p>第3条 本学に次の学科を置き、入学定員及び収容定員を次のとおりとする。</p> <p>総合生活キャリア学科 入学定員<u>50人</u> 収容定員<u>100人</u></p> <p>幼児教育保育学科 入学定員<u>140人</u> 収容定員<u>280人</u></p> <p>2 (略)</p>